

監査公表第3号

令和元年（2019年）8月20日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和元年8月7日付け札総第971号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第971号

令和元年（2019年）8月7日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	窪田	もとむ	様
同	三上	洋右	様
同	國安	政典	様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

1 指摘に対する措置（令和元年度監査報告第1号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成30年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	総務局 秘書部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 財産管理事務/(1) 給油指図書（給油指図書）の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>給油指図書を使用する際は、係長等が品名（油種）及び給油予定 数量を記入した上で課長等の承認印を受けた後に使用者へ交付すべきところ、未記入の同指図書にあらかじめ課長印を押印して保管しているものがみられた。</p> <p>このような取扱いは、金券の不適切な使用につながりかねないことから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>平成30年度第3回定期監査を受検後、給油を計画的に行うことはもとより、適時係長等が必要事項を記載したうえで課長の承認印を受けることを徹底した。</p>	

監査対象	総務局 広報部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 許可書に暴力団排除条項の記載を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の貸付等に当たり、貸付契約書の約款あるいは使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定する内容が反映されていないもの</p>

	<p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘のあった平成30年度の使用許可期間は終了していたことから、令和元年元年度の処理に向け、改めて関係規定等を確認し、使用許可書の「使用許可の取消等」の項目に、暴力団等の排除に係る項目を追加した。</p> <p>なお、本業務について、令和元年度から他課において申請を受け付けることとなったため、本指摘内容についても同課に引き継いでいる。</p> <p>今後も、改めて課内の職員へ関係規定等の周知を徹底するとともに、課内のチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>	

監査対象	総務局 情報システム部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約に関する事務において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 契約約款で受託者に提出を求めている業務責任者などの届出を徴取していないもの</p> <p>イ データ入力業務の仕様書では、受託者が防犯対策計画書を市に提出し、承認を得た場合は、2名以上で行うこととしている入力票や成果品の搬送を1名で対応することができるとしていたが、この計画書の徴取を失念したまま1名での搬送を認めていたもの</p> <p>今後は、契約内容に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア 速やかに受託者から書面の届出を受け、内容が適切であることを確認。以降、職員相互のチェック体制を強化し、契約約款に即した書類の管理を徹底している。</p> <p>イ 速やかに受託者から書面の届出を受け、内容が適切であることを確認。以降、関係する職員が仕様書の内容を十分に把握し、適切に執行するよう努めるとともに、毎月の履行検査においても業者の搬送体制の実態を確認している。</p>	

監査対象	まちづくり政策局 総合交通計画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 契約書等に暴力団排除条項の記載を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済</p>

	<p>活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の貸付等に当たり、貸付契約書の約款あるいは使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定する内容が反映されていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

貸付又は使用許可の事務を行うにあたって、過去の様式をそのまま使用して書類を作成するのではなく、最新の基準様式を確認したうえで、書類を作成するよう関係職員に対し周知・徹底を行った。

また、契約締結時や使用許可書送付時には複数の職員で確認するなどチェック体制の強化を図った。

監査対象	中央区 保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 財産管理事務/(1) 給油指図書の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>給油指図書を使用する際は、係長等が品名(油種)及び給油予定数量を記入した上で課長等の承認印を受けた後に使用者へ交付すべきところ、未記入の同指図書にあらかじめ課長印を押印して保管しているものがみられた。</p> <p>このような取扱いは、金券の不適切な使用につながりかねないことから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

改めて関係規程について再確認を行うとともに、今後は、課長によるチェックが働くよう、規程に則り、係長が必要事項を記載した上で、課長の承認印を受けることを徹底することで、適正な事務の執行に努めることとした。

監査対象	中央区 保健福祉部
監査委員	第1 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 契約書に暴力団排除

<p>の指摘事項</p>	<p>条項の記載を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--------------	---

《指摘に対する措置》

契約事務に当たっては、基準様式を参照し、起案者のみならず、決裁権者においても契約書に必要事項が記載されているか確認を徹底することにより、規程に則った適正な事務の執行に努めることとした。

なお、今年度に既に契約した案件については、前年度の約款を複写することなく、基準様式に沿った内容であることを起案者及び決裁権者が確認し、契約を行っている。

<p>監査対象</p>	<p>北区 市民部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(2) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>相当時間継続した労働は、労働者を疲労させ能率を低下させるとともに、労働災害、疾病を発生させる原因ともなることから、適正な休憩時間は重要な意味を有する。</p> <p>このことから、労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が付与されていないのがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p>	

指摘を受け、所属長に対するメール等で、休憩時間の確保に係るチェックの強化を呼び掛けたほか、各職員（所属長を含む）の労働法令に関する理解を徹底させるため、課内ミーティング等の機会を通じて、当該事例及び関係法令について部内への周知を図った。

監査対象	北区 保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 補助金交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>おとしより憩の家運営費補助金の交付に関する事務処理において、交付先団体から、実績報告書に添付されている会計帳簿に収入・支出年月日の記載がないものの提出を受け、補助金額の確定を行っているものがみられた。</p> <p>会計帳簿は、補助金が補助対象期間内に、補助対象経費の範囲内で、正しく使用されているか、補助金額の確定のために、実績報告書とともにその内容を審査するためのものであり、収入・支出年月日の記載は会計帳簿としての基本的かつ重要な記載事項である。</p> <p>今後は、補助金額の確定事務に係る書類の内容確認について、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>書類の受理時に、記載内容の確認を徹底し、記載の不足・不明部分については交付決定団体に確認し、適正に記載するよう指導した。</p> <p>また、補助金額の確定作業時にも、必要十分な記載であることの再確認を徹底した。</p>	

監査対象	北区 保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(3) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に係る事務に際し、以下のような事例が散見された。</p> <p>ア 日額の特殊勤務手当について、従事日数の集計等を誤り、手当額を過大又は過少に支給しているもの</p> <p>イ 月額の特務手当について、減額対象となる休務日の集計等を誤り、手当額を過大又は過少に支給しているもの</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘のあった手当が過大又は過少となっているものについては、直ちに追給又は戻入の処理を行った。</p> <p>また、担当者の処理時における出勤簿上の数え間違いや、不注意による人給システムへの入力間違いが原因であると考えられるため、今後同様の誤り</p>	

がないよう、決裁前に別の担当者によるダブルチェックを行い、チェック体制を強化することとした。

監査対象	手稲区 保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(4) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理しているものがみられた。</p> <p>今後は、旅費等の支給事務における同様の誤りを防ぐため、札幌市事務専決規程に基づく正しい専決区分に従い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の不適切処理は、札幌市事務専決規程を確認せず、自らの印で処理が可能であるという誤った認識から生じたものである。</p> <p>平成30年度末で宿泊を伴わない市内旅費の日当が廃止されたため、現在は「市内旅費出張命令簿・請求書兼領収書」を使用していないが、業務全般にわたり不適切な処理が生じないように、部内全職員に対して保健福祉部長通知を発し、十分な注意を払って事務を行うように指示した。</p> <p>【通知文の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁区分に関しては、札幌市事務専決規程の確認を徹底すること ・ 上記のほか、事務の遂行にあたっては、前例や他の職員等の助言のみに頼らず、自ら関係規定の確認をするなど、不適切な処理が生じないように努めること ・ ケアレスミスや誤った認識による不適切処理を防ぐため、事務処理を複数の職員で確認するという基本原則を遵守すること 	

(2) 平成30年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 工事設計/(1) 共通仮設費率の補正を適正に行うべきもの</p> <p>「公共建築工事積算基準等資料」では、鉄骨造の主体構造物に係る鉄骨工事については、共通仮設費率の減額補正を行うこととしているが、今回監査した建築工事の設計において、この補正が行われず、共通仮設費率が過大に算定されている事例がみられた。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

係会議等を通じ関係職員に積算基準の周知徹底を図るとともに、チェックシートに鉄骨造の主体構造物に係る鉄骨工事における共通仮設費率の減額補正項目を追加して、組織的なチェック体制を強化し、適宜、検算及び決裁時にチェックシートによる確認、指導を行っている。

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/1 工事設計/(2) 現場環境改善等の内容を設計図書に明示すべきもの 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、現場環境改善費を計上する場合には実施内容を設計図書に明示することと定めているが、今回監査した設備工事において、特記仕様書に現場環境改善等についての記載が無く、実施状況が書類等で確認できない事例がみられた。 発注者は特記仕様書に現場環境改善等の実施内容を明記し、工事完了後に実施状況のわかる書類等の提出を求めるなど、現場環境改善等の適切な実施を確認するよう努められたい。

《指摘に対する措置》

特記仕様書に現場環境改善費等の明示を徹底するとともに、「札幌市土木工事積算要領及び資料」に示す施工計画書提出時の協議など、現場環境改善等が適切に実施されていることを確認するよう係会議で担当者へ周知したほか、課内へ情報共有を行った。

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/2 工事監理/(1) 用地境界杭の写真を適切に撮影すべきもの 札幌市公共測量作業要領（以下「要領」という。）では、用地境界杭の埋設作業の写真は、設計数量の30%以上を撮影・提出するものとし、埋設完了後の写真は全数撮影することと定めている。 今回監査した測量業務において、用地境界杭が全数埋設されていることを監督職員は現地で確認していたが、埋設作業の写真が設計数量の30%以上撮影されていない事例及び埋設完了後の写真が全数撮影されていない事例が見られた。 発注者は、用地境界杭が適切に埋設されたのか証明するためにも、要領に定められている写真撮影が行われているか確認するとともに、適切な写真撮影を行うよう、受託者への指導に努められたい。

《指摘に対する措置》

札幌市公共測量作業要領に基づき、適切な現場管理・書類の提出を行うよう受注者への指導を強化するとともに、業務に従事する職員を対象に、課

内研修を実施し、受注者から提出される成果品の確認について周知徹底を図り、再発防止に努めている。

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 工事監理/(2) 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの</p> <p>工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合には、工事主任は「札幌市工事施行規程」に基づき、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないが、この報告書が適時に提出されないまま、変更工事が行われている事例がみられた。</p> <p>設計図書と実地とを調査し、疑義が生じたときや工法等を変更する必要があると認められるときなどは、直ちに措置必要事項報告書により上司へ報告し、その措置について指示を受け、適正な工事監理に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>受注者の認識不足及び工事主任とのコミュニケーション不足によるものであったため、より一層受注者とのコミュニケーションを図るとともに、より適切に指示が行えるよう、係会議により周知徹底を図った。</p> <p>今後は、適切な指示を行うことにより、適正な工事監理に努めていく。</p>	

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 工事監理/(3) 工事協議内容の記録を整備すべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では、監督職員の指示した事項及び協議した結果について記録を整備することと定めているが、今回監査した設備工事において、工期延長についての施工協議記録が整備されていない事例がみられた。</p> <p>現場において監督職員より口頭で指示等が行われた場合であっても、責任の所在を明確にするため、書面による記録を残すよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じ関係職員に遺漏なく施工協議記録の整備をするよう公共建築工事標準仕様書に基づく工事監理の周知徹底を図るとともに、工事着手時における監督職員への指導及び工事工程月報提出時に状況を確認するようチェック体制を強化した。</p>	

監査対象	建設局 土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 工事事務/(1) 測量業務の設計変更ガイドラインを適時に改正すべきもの</p>

項	<p>札幌市工事施行規程で定められている措置必要事項報告書（以下「報告書」という。）の様式は、平成26年3月27日訓令第2号において、一部改正され、平成26年4月1日から施行することが定められているが、今回監査した測量業務において、改正前の報告書の様式を使用している事例が多数みられた。</p> <p>建設局土木部管理測量課では、測量業務の円滑な設計変更を行うことを目的に、測量業務の設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を平成23年6月に作成したが、これまで一度も改正されずに運用されていた。</p> <p>当該報告書の様式もガイドラインに記載されているが、札幌市工事施行規程が改正された際、適時にガイドラインが改正されていなかったため、改正前の報告書の様式を使用してしまったことが原因であったと考える。</p> <p>ガイドラインの関係規程等が改正された際は、改正内容を確認し、適時にガイドラインを改正するとともに、関係職員への周知等を徹底し、適正な工事事務を行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後、設計変更ガイドラインの改正に係る情報を見落とすことなく反映できるよう、管理測量課内に設置されている技術監理委員会のチェック体制を強化し再発防止に努める。</p> <p>設計変更ガイドラインについては、内容を精査し改正（令和元年5月29日決裁）を行うとともに、課内研修を通じ職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、測量業務に従事する土木センター等の関係職員には、改正について通知を行うとともに管理測量課電子キャビネットに改正後の設計変更ガイドラインを掲載し周知徹底を図った。</p>	

(3) 平成30年度出資団体等監査関係

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(1) 委託料の支払基準を明確にすべきもの</p> <p>駐車場管理誘導等業務においては、食事の持込みができないイベントの開催時は、当法人が配置ポスト数（業務従事者数）と同数の食事を受託者に提供すると仕様書上で定めているが、実際には、勤務時間の長短等に応じて支給対象人数を調整しているため、業務従事者数と異なる人数を食事代の支給対象数としている場合が散見された。こうした実際に行われている調整の方法については、その基準が仕様書等に記載されていないため、現状では受託者の請求に応じて食事代相当分を支払っている。</p> <p>このような運用は適切ではないことから、支払に当たり実際に必要となる食事代の支払基準を仕様書に記載するなど取扱い</p>

	を明確にしたうえで、委託料を支払われるよう事務を見直されたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘事項について、当法人において当該業務の受託者と協議を行い、現行契約の仕様書の規定は変更せず、配置ポスト数と同数の弁当を委託者（当法人）で用意し、受託者に支給することとした。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(3) 建設業法上の建設工事に該当する外部発注を適正になすべきもの</p> <p>資源選別センターの設備更新や修繕等に当たり、建設業法上の建設工事に該当するものを役務契約の形式で外部に発注している事例がみられた。そのため、以下のとおり、請負契約の手続きや内容等が適正でないものとなっていた。</p> <p>ア 競争入札の執行に当たり、建設業を営む許可のない者を含めて参加者を指名しているもの</p> <p>イ アのうち、許可のない者が落札したため、その者に建設工事を請け負わせているもの</p> <p>ウ 競争入札の被指名者に対する通知を、法令で義務付けられている期日までに行っていないもの</p> <p>エ 請負契約の契約書面が、法令で記載が義務付けられている事項を網羅していないもの</p> <p>オ 施工に当たり、法令で配置が義務付けられている主任技術者を、請負人に配置させていないもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、次のとおり改善した。</p> <p>① 建設法令を基に建設工事に該当するかを判別するフローチャートを新たに作成し、判別基準を共有化した。</p> <p>② 上記①に基づき、今年度の予算執行計画書を作成し、工事又は役務の発注区分を明確化した。</p> <p>③ 次年度以降も①、②を継続する。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(4) 事業費及び管理費を区分して表示すべきもの</p> <p>当法人の平成29年度決算における正味財産増減計算書によれば、当法人の経常費用の内訳として、一切の管理費は表示されていない。これは、当法人においては、正味財産増減計算書作成に当たり、管理費を全て事業費に配賦しているためである。</p> <p>しかし、当法人は公益目的支出計画を実施中であることから、</p>

	<p>外部公表用の正味財産増減計算書では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令により、事業費と管理費を区分することが求められている。そもそも、管理費とは各種の事業を管理するために毎年度経常的に要する費用であり、当法人においても管理業務やその他法人全般に係る事項に関するものを扱う法人会計では収益が計上されているものの費用が一切計上されておらず適切さを欠いている。</p> <p>外部公表用の正味財産増減計算書においては、事業費と管理費を明確に区分して表示されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘内容を検討した結果、令和2年度予算から、管理費を各事業費と区分して計上することとした。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(5) 契約書に収入印紙を貼付すべきもの</p> <p>当法人と各市営住宅自治会等との間で作成した「駐車場の管理運営に関する協定書」は、その内容から印紙税法別表第1の第7号に規定される継続的取引の基本となる契約書等に相当するものと判断されることから、速やかに対応をなされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘を受け、速やかに「駐車場の管理運営に関する協定書」に収入印紙を貼付した。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(6) 物品購入に係る事務を適正に執行すべきもの</p> <p>物品購入を行う場合、所定の決裁を受けてから発注を行うべきところ、小額物品の購入において、決裁前に発注を行い、納品された後に決裁を受けていたものがみられた。</p> <p>このような事務処理については、当監査委員が実施した前回（平成27年度）の監査においても指摘したところであるが、その際に当法人から、今後、適正な事務執行を徹底するとの報告を受けている。</p> <p>しかしながら、同様の不適切な事務処理が再度行われたことは甚だ遺憾であり、今後は適正な事務執行を徹底されるよう、改めて求める。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発を防止するため、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」及び購入の手続きをフロー図によりマニュアル化したものを用い、関係職員に対して研修を実施した。今後、関係職員に適正な処理を行うよう改めて徹底すると</p>	

ともに、組織としても十二分にチェックを行っていく。

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(8) 工事設計</p> <p>ア 共通仮設費率の補正を適正にすべきもの 今回監査した工事等の共通仮設費の算定において、以下のとおり共通仮設費率の補正に誤りのある事例がみられた。 工事等の設計に当たっては、積算要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。</p> <p>(ア) 「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、地域補正の適用条件に該当する場合、共通仮設費率に施工地域区分及び工種区分に対応した補正係数を乗じるものと定められているが、地域補正の適用条件に該当しない工事において、誤ってこの補正を行い、共通仮設費率を過大に算定していたもの</p> <p>(イ) 「公共建築工事積算基準等資料」では、監督職員事務所を設けない場合、共通仮設費率の減額補正を行うこととしているが、この補正が行われず、共通仮設費率を過大に算定していたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>(ア) ・ (イ) 共通</p> <p>共通費の算定においては、「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)」、「公共建築工事積算基準等資料」等の熟知が必要であることから、課会議及び係会議等で、担当職員に周知徹底した。また、設計書の審査等の際に使用しているチェックシートの記載内容の見直しを行なった。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(8) 工事設計</p> <p>イ 随意契約方式により追加工事を発注する場合の間接工事費等の調整を適正にすべきもの 「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、発注済工事の施工業者と随意契約方式にて追加工事を発注する場合、間接工事費等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）の調整を行うものと定められている。 しかし、今回監査した土木工事の積算において、この間接工事費等の調整がなされず、過大な積算となっている事例がみられた。</p>

	<p>工事の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>間接工事費等の算定においては、「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」等の熟知が重要であることから、課会議及び係会議等で、担当職員及び審査員に対して周知徹底した。また、追加工事費算定用チェックシートを作成し、チェック機能の強化を図った。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(9) 工事監理</p> <p>ア 設計変更等の報告を適時に行うべきもの</p> <p>「一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領」では、工事の施行に当たり設計変更等の必要があると認められる場合には、工事担当者は、直ちにその事実を上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないと定めているが、今回監査した建築工事において、この報告が適時に行われていない事例がみられた。</p> <p>設計変更等の必要があると認められる場合には、直ちにその事実を上司に報告し、今後の措置について指示を受けるよう、工事担当者への周知徹底を図られたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>設計変更等の協議を行った際における上司への報告等の重要性について、課会議及び係会議等で、担当職員及び審査員に対して改めて周知徹底した。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(9) 工事監理</p> <p>イ 産業廃棄物運搬車の表示を適正に実施すべきもの</p> <p>産業廃棄物の運搬において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」では、産業廃棄物の運搬車両である旨の表示を車体の両側面に鮮明に表示することと定めている。</p> <p>しかし、今回監査した設備工事において、産業廃棄物の運搬車両の両側面に産業廃棄物の運搬車両である旨の表示がされていない事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、関係法令の順守、適正な処理を確認していくことが必要であり、上記法令及び仕様書等に十分留意して産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、受注者の指導に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

課会議及び係会議等で、担当職員に対して関係法令の遵守、適正な処理を再認識させると共に、受注者に対して、法令及び仕様書等に留意した産業廃棄物の適正処理について指導を行うよう指示した。

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	1 出資団体監査 (9) 工事監理 ウ 発生材調書を提出すべきもの 「公共建築工事標準仕様書」では、発生材のうち、発注者に引渡しを要すると指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出することと定めているが、発生材調書が受注者から提出されていない事例がみられた。 工事で撤去した変圧器のうち、P C B 含有の変圧器については受注者が処分できないため、特記仕様書に定める「引渡しを要する発生材」として発生材調書を提出させるよう、受注者の指導に努められたい。

《指摘に対する措置》

課会議及び係会議等で、担当職員に対して関係法令の遵守、適正な処理を再認識させるとともに、受注者に対して、「公共建築工事標準仕様書」等の熟知、P C B 含有変圧器等、受注者が処分できない発生材の調書提出について指導を行うよう指示した。

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	1 出資団体監査 (9) 工事監理 エ 建設副産物の処理に関する書類を提出すべきもの 工事に伴い発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正な管理をしなければならないが、「（一財）札幌市住宅管理公社 標準仕様書」において、しゅん功時に提出することとされている産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しが提出されていない事例がみられた。 建設副産物の処理については、関係書類の提出、提示を受け、適正な処理を確認していくことが必要であり、関係法令等に基づいた建設副産物の処理を行うよう、受注者の指導に努められたい。

《指摘に対する措置》

課会議及び係会議等で、担当職員及び検査員に対して関係法令の遵守、適正処理を再認識させるとともに、受注者に対して、関係法令等に基づいた建

設副産物の適正処理について指導を行うよう指示した。

監査対象	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (保健福祉局障がい保健福祉部)
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査 (1) 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの 指定管理業務に係る札幌市への収支報告に当たり、費用の中に、指定管理業務ではない別の受託業務に従事している職員の通勤手当が含まれていたため、正確に報告されたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>平成 30 年度の指定管理業務に係る収支報告から、別の受託業務と明確に区分し適切な会計処理を行うよう徹底している。</p> <p>当会から「指定管理事業報告書」として毎年提出する収支決算書には、指定管理業務に従事する職員の報酬、給料、賃金については対象人数を明記していたが、通勤手当については対象人数が明記されておらず、実態を把握できなかったことから、再発防止策として、収支決算書には各科目の支出内訳書も添付し、指定管理費全体において適正執行を徹底することとした。</p>	

監査対象	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (保健福祉局障がい保健福祉部)
監査委員の指摘事項	3 財政援助団体監査 (1) 補助対象経費の内訳を明らかにしたうえで交付申請をすべきもの 法人の運営経費に対して札幌市から財政援助を受けている「札幌市障がい者団体運営費補助金」の交付申請等に当たり、補助対象経費の内訳が、当法人内部で把握されていなかった。 対象経費の内訳を明らかにしないまま、補助金交付の必要性を申請することは考えにくいことであり、他の業務との経費区分も明らかではないことから、補助対象経費の内訳や指定管理業務等の他の業務との経費区分を明らかにしたうえで、申請をなされたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘を受け、令和元年度の申請より、補助対象経費の内訳を明記して申請を行うこととした。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市職員福利厚生会 (総務局職員部)
監査委員の指摘事項	3 財政援助団体監査 (2) 庁内大会開催に係る助成金申請において不要な領収書を提出させるべきではないもの 当法人では、庁内体育大会等の開催に当たり、大会を主管する同好会に経費の全部又は一部を助成している。

	<p>同好会が大会の運営従事者に支給する日当や交通費に関しても助成金の対象としており、同好会が日当や交通費の助成金を申請するに当たっては、原則、当該大会終了後に、申請書の添付書類として、大会当日の日付で同好会から当法人宛てに発行した当該助成金に係る領収書やその他必要書類を提出させ、要件審査の後、後日口座振込で同好会に対し助成金の支払を行っている。</p> <p>この領収書は、同好会が助成金を受領した事実がない時点で発行されたものであること、助成金申請の要件審査のための必要書類は別途提出させていること、当法人が後日同好会に口座振込で支払をした事実は金融機関が発行する振込明細等で確認できることから、この領収書を同好会に提出させることは適切ではなく、申請手続きを見直されたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

ご指摘のとおり、同好会が大会運営の従事者に支給する日当や交通費については、助成の要件審査のために必要書類を別途提出させており、また本会が同好会に助成金を支払った事実は金融機関が発行する振込明細等で確認できることから、この経費にかかる領収書の提出は不要とする取扱いに変更し、各同好会へその旨周知した。

監査対象	学校法人 幌北学園（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査</p> <p>(3) 補助金交付申請に当たり対象経費が重複していたもの 認定こども園の運営経費に対する札幌市からの財政援助である「私立認可保育所等に対する各種補助金」と「私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金」の補助対象経費について、人件費が重複している部分があったので、対象経費を精査するなど、適正に申請手続きをなされたい。</p>

《指摘に対する措置》

既に加配保育士等雇用促進補助金の実績報告における該当する保育教諭の変更手続きを行い、市の補助金所管部局の了承を得た。

今後は、補助対象となる保育教諭等の人員管理表の見直し及び実績報告書の確認徹底により再発防止に努める。

監査対象	学校法人 幌北学園（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査</p> <p>(4) 補助金の受給額を法人の決算に正しく計上すべきもの 一部の認定こども園の運営経費に対する補助金について、最終的な受給確定額が法人の決算に正しく計上されていなかった。補助金に係る決算書作成に当たっては、受給確定額を正確に把握し、組織的なチェックを確実に行う等、正確な事務をなされ</p>

たい。

《指摘に対する措置》

今後は、補助金の実績報告書の精度を高める他、決算書の作成期間（４月～５月）において、補助金担当課（行政課）から決算担当課（経理課）への通知を月次から隔週へと頻度を高め、情報共有の迅速化を図り、再発防止に努める。

また、決算担当課（経理課）による前広な決算業務の上、補助金担当課（行政課）による決算書のクロスチェック及び外部会計コンサルティング等有識者による確認を徹底する。

なお、平成２９年度分は、平成３０年度決算にて過年度修正済みである。

2 意見への対応（令和元年度監査報告第1号に掲載された意見に係るもの）

○ 平成30年度第3回出資団体等監査関係

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見	<p>1 出資団体監査</p> <p>(2) 経済性等の観点からの契約方法の検討について（意見）</p> <p>当法人においては、契約規則上、契約方法の原則は指名競争入札としているが、特定の事由に該当する場合には指名競争入札によることなく、特命発注により契約の相手先を選定することができるように定めている。この場合、契約の相手先の候補については、被指名者選考委員会にて決定するが、特定の 경우에는、同委員会の決定によらずに決定することとされている。</p> <p>一部の役務契約には、契約規則上の特命発注により選定することができる規定を根拠に、創業以来同じ相手と業務委託契約を繰り返し更新しているものがみられた。この場合、契約相手の選定に当たっては、被指名者選考委員会による審査は行わず、業務評価を行い、委託先の業務水準が要求水準を満たしていることを確認したうえで、有益であるとして、同じ契約相手と契約を締結している。</p> <p>このように、同一の契約相手を選定する限り、更なる業務改善や経費の見直しの観点から契約相手を見直す機会は得られない。</p> <p>利用者の安全確保や施設の安定稼働を目的に、特定の相手との契約を優先することを否定するものではないが、業務改善や経費の見直しの観点から、競争入札や提案競技等の実施についても適宜検討をし、経済性や有効性の向上に向けて一層取り組まれるよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>当該法人における特命発注については、規則に基づき適正に行われているものであるが、施設を安全かつ円滑に管理運営していく観点を十分に踏まえた上で、業務改善や経費の見直しの観点も含め検討した結果、事業者を公募した方が管理運営面において良いと判断される場合については、競争入札や企画提案方式等の検討も行ってまいりたい。</p>	

監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の意見	<p>1 出資団体監査</p> <p>(10) 工事事務</p> <p>イ 書面によらず見積通知を行った場合の記録について（意見）</p> <p>「小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領」</p>

	<p>では、特命随意契約の場合は、見積通知を書面によらないことができる」とされているが、通知した日付及び内容の記録を残すことについては、特に定めがない。</p> <p>現在、担当職員が口頭により見積通知を行っているが、その日付及び内容を客観的に確認できるようにすることは重要であり、書面によらず見積通知を行った場合の記録を残すことについて検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>選定小委員会の被指名者の決定日、一連の日付、内容等については修繕履歴で記録を確認することができるが、「通知した日付」としては記録されていないので、今後、記録方法について検討を行いたい。</p>	